

地域交通をめぐる最新情勢

令和6年5月25日

国土交通省
大臣官房参事官
森 哲也

自家用車の活用に係る岸田総理の主な発言

第1回デジタル行財政改革会議（10月11日） 岸田総理指示（抜粋）

- 齊藤大臣においては、地域交通の担い手不足や、移動の足の不足といった、深刻な社会問題に対応するため、タクシー・バス等のドライバーの確保や、不便の解消に向けた地域の自家用車・ドライバーの活用などの検討を進めるとともに、西村大臣と協力して、自動運転やドローンの事業化を加速してください。

第212回国会 岸田総理所信表明演説（10月23日）（抜粋）

- 地域交通の担い手不足や、移動の足の不足といった、深刻な社会問題に対応しつつ、ライドシェアの課題に取り組んでまいります。

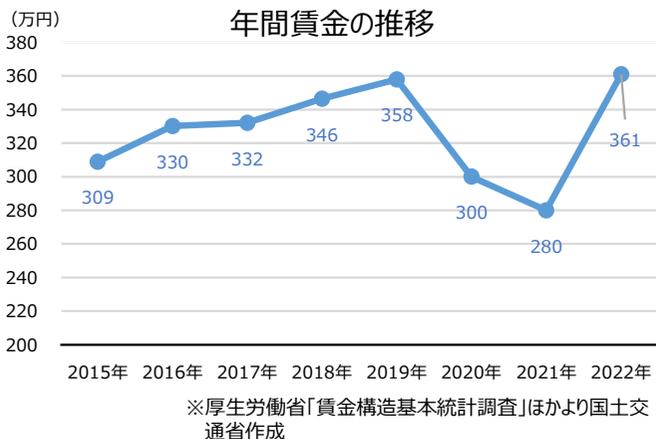
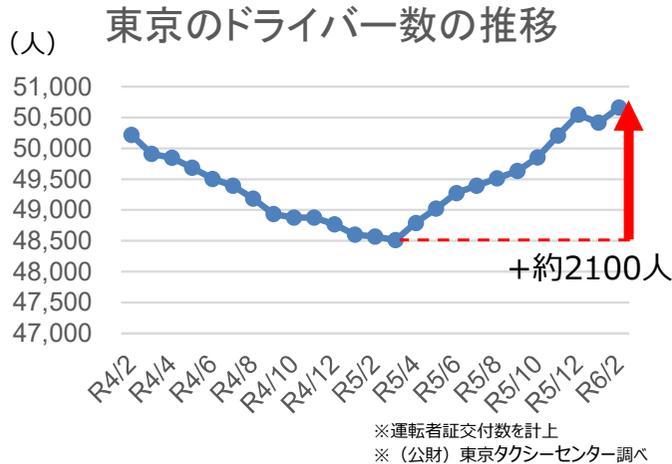
第213回国会 岸田総理施政方針演説（1月30日）（抜粋）

- 特にライドシェアの課題については、地域の自家用車や一般ドライバーを活用した新たな運送サービスが、四月から実装されるよう、制度の具体化と支援を行います。これらの施策の実施効果を検証しつつ、ライドシェア事業に係る法制度について、6月に向けて議論を進めます。

昨秋以降の動き

- 運賃改定の実施により、タクシー運転手の給与が上昇するなど待遇改善が進み、運転者数は増加傾向。
- 観光地のタクシー不足に対応するため、他の営業区域からの応援や、複数のタクシー事業者が連携して行う乗合タクシーの運行等を実施。
- タクシー事業に係る規制緩和として、地理試験を廃止（R6.2）、研修期間の要件を撤廃（R6.3）。

タクシードライバーの増加



観光地のタクシー不足対応



▶ 北海道ニセコエリアに、営業区域外の車両・ドライバーを派遣



▶ JR京都駅から金閣寺までの間で乗合タクシーを運行

タクシー事業に係る規制緩和



法令等 ~~地理~~

▶ 地理試験を廃止
(令和6年2月省令改正済み)



▶ 研修期間の要件を撤廃
(令和6年3月省令改正済み)

自家用車活用事業(道路運送法78条3号)の創設

- 地域交通の「担い手」「移動の足」不足解消のため、令和6年3月、タクシー事業者の管理の下で、自家用車・一般ドライバーを活用した運送サービスの提供を可能とする自家用車活用事業を創設。
- タクシー配車アプリデータ等を活用して、タクシーが不足する地域・時期・時間帯を特定し、地域の自家用車・一般ドライバーを活用して不足分を供給。



	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
0時	98%	98%	98%	98%	96%	89%	95%
1時	98%	98%	98%	97%	87%	67%	96%
2時	98%	99%	98%	99%	93%	66%	97%
3時	98%	98%	98%	98%	97%	70%	97%
4時	97%	98%	98%	98%	98%	87%	96%
5時	97%	97%	97%	98%	96%	95%	92%
6時	97%	97%	97%	98%	94%	97%	93%
7時	88%	91%	94%	94%	91%	98%	96%
8時	78%	81%	84%	85%	79%	98%	97%
9時	85%	85%	90%	88%	85%	97%	95%
10時	95%	95%	96%	95%	92%	95%	93%
11時	97%	97%	97%	97%	93%	94%	89%
12時	97%	97%	97%	96%	95%	93%	88%
13時	97%	98%	97%	97%	97%	94%	91%
14時	98%	98%	98%	98%	97%	96%	94%
15時	98%	98%	98%	98%	97%	96%	95%
16時	98%	97%	98%	97%	96%	92%	95%
17時	95%	93%	94%	92%	87%	85%	92%
18時	94%	94%	93%	92%	85%	90%	95%
19時	97%	97%	97%	97%	95%	93%	95%
20時	98%	98%	98%	98%	97%	95%	95%
21時	98%	98%	98%	98%	97%	96%	96%
22時	98%	98%	98%	98%	98%	97%	97%
23時	98%	98%	98%	98%	97%	97%	98%

東京の例

1. アプリデータに基づき不足車両数を算出し、自家用車活用事業を行う地域

東京、横浜、名古屋、京都、札幌、仙台、さいたま、千葉、大阪、神戸、広島、福岡（12地域）

2. 大都市部以外の地域

1.以外の地域においては、簡便な方法により不足車両数を算出し、事業の実施が可能。

※金曜日・土曜日の16時台から翌5時台をタクシーが不足する曜日及び時間帯とし、当該地域のタクシー車両数の5%を不足車両数とみなす

※自治体が曜日・時間帯における不足車両数を運輸支局へ申し出た場合、その内容を不足車両数とみなす

自家用車活用事業(道路運送法78条3号)の進め方

1. 大都市部

○第1弾・・・東京(4/8～)、横浜(4/12～)、名古屋(4/26～)、京都(4/8～)



▲出発式



▲自家用車の点検整備



▲一般ドライバーの遠隔点呼(デジタル技術の活用)

○第2弾・・・札幌、仙台、さいたま、千葉、大阪、神戸、広島、福岡

5月以降順次実施

2. 大都市部以外の地域

○上記1. 以外の地域において、簡便な方法により不足車両数を算出し、4月以降順次開始。

①「簡便な方法」とは、以下のいずれかをいう。

- 金曜日・土曜日の16時台から翌5時台をタクシーが不足する曜日及び時間帯とし、当該地域のタクシー車両数の5%を不足車両数とみなす方法。
- 自治体が曜日・時間帯における不足車両数を運輸支局へ申し出た場合、その内容を不足車両数とみなす方法。

②当該自家用車を活用して、データの収集及び不足車両数の検証を行った上で、上記の暫定的な不足車両数を見直す。

③地域によっては、78条2号の自家用有償旅客運送を活用。

	4月1日の週	4月8日の週	4月15日の週	4月22日の週	4月29日の週	合計 (5/5時点)
東京 (特別区・武三)	38事業者	6事業者	11事業者	13事業者	6事業者	74事業者
神奈川 (京浜)	－	4事業者	12事業者	10事業者	3事業者	29事業者
愛知 (名古屋)	－	5事業者	0事業者	0事業者	0事業者	5事業者
京都 (京都市域)	－	10事業者	4事業者	0事業者	2事業者	16事業者
合計	38事業者	25事業者	27事業者	23事業者	11事業者	124事業者

自家用車活用事業の実施状況について

		ドライバー数	稼働台数	運行回数	1台1時間 あたりの運行回数 (参考) タクシー：約0.7回
東京 (特別区・武三)	4月8日の週		312台	1931回	約1.5回
	4月15日の週	389人	459台	2779回	約1.5回
	4月22日の週	112人	537台	3233回	約1.4回
	4月29日の週		452台	1885回	
	合計	501人	1760台	9828回	約1.5回
神奈川 (京浜)	4月8日の週		32台	98回	約0.9回
	4月15日の週	55人	48台	134回	約0.7回
	4月22日の週	62人	43台	147回	約0.7回
	4月29日の週		46台	136回	
	合計	117人	169台	515回	約0.8回
愛知 (名古屋)	4月22日の週	12人	5台	25回	約1.3回
	4月29日の週		5台	23回	
	合計	12人	10台	48回	約1.3回
京都 (京都市域)	4月8日の週		82台	440回	約1.0回
	4月15日の週	77人	104台	714回	約1.0回
	4月22日の週	17人	102台	731回	約1.0回
	4月29日の週		42台	288回	
	合計	94人	330台	2173回	約1.0回
合計		724人	2269台	12564回	約1.2回

※東京、京都は4月8日、神奈川は12日、名古屋は26日から事業開始

※ドライバー数は4月28日時点

自家用有償旅客運送制度の概要

- バス事業やタクシー事業によって輸送手段を確保することが困難な場合に、**市町村やNPO法人**などが、**自家用車を活用**して提供する、**有償の旅客運送**。
- 現在は、省令により「交通空白地有償運送」及び「福祉有償運送」のみが認められている。

種類 <small>※数値はR5.3.31時点</small>	(交通空白地) (福祉)	698団体、4428車両 2428団体、14044車両	
利用者	(交通空白地) (福祉)	地域住民・観光客 介護を必要する者	
提供体制	(運送主体) (使用車両) (ドライバー)	市町村、NPO法人等 自家用車（白ナンバー） 第1種運転免許の保有、大臣認定講習の受講等	
運送の対価	①法律により、「 実費の範囲内 」の収受が認められている。 ②タクシーの約8割を目安		
登録要件	① 安全体制を確保 すること（ 運行管理・整備管理の責任者の選任等 ）。 ② 地域の関係者 （※）において 協議が調う こと。 （※）地域住民、地方公共団体、NPO、バス・タクシー事業者、事業者団体、運転者団体等		

第212回国会 岸田総理所信表明演説 (令和5年10月23日) (抜粋)

- 地域交通の担い手不足や、移動の足の不足といった、深刻な社会問題に対応しつつ、ライドシェアの課題に取り組んでまいります。

第1回デジタル行財政改革会議 (令和5年10月11日) (抜粋)

- 齊藤大臣においては、地域交通の担い手不足や、移動の足の不足といった、深刻な社会問題に対応するため、タクシー・バス等のドライバーの確保や、不便の解消に向けた地域の自家用車・ドライバーの活用などの検討を進めるとともに、西村大臣と協力して、自動運転やドローンの事業化を加速してください。



第3回デジタル行財政改革会議 (令和5年12月20日)

- 「交通空白地」の目安を数値で提示するとともに、夜間など「時間帯による空白」の概念も取り込む 【年内】
- 実施主体から受託により株式会社が参画できることを明確化 【年内】
- 観光地において宿泊施設が共同で車両を活用することを促進 【年内】
- 一定のダイナミックプライシングを導入する【年度内】
- 自家用有償の運賃を弾力化することにより、タクシーとの共同運営の仕組みを構築する 【6月まで】
- 「交通空白地」の判断をはじめ、自家用有償の導入や運賃などについて、一定期間内に結論が出ない場合には首長が判断できるよう見直し 【6月まで】
- 運行区域を柔軟に設定することを促すよう見直し 【6月まで】

3頁

4頁

- 令和5年末に実施した自家用有償旅客運送制度の運用改善を踏まえて、石川県加賀市、小松市をはじめとする各地域の市町村において、新たな制度の社会実装に向けて着実に動いている。

＜加賀市＞

- ・特にタクシーが減少する夜間の時間帯（19～23時）、市内全域で運行。
- ・昼間の時間帯（7時～19時）においても、加賀温泉駅又は市内宿泊施設を発着地とする場合に運行。
- ・対価は、タクシー運賃の「約8割」とする。

＜小松市＞

- ・特にタクシーが減少する夜間の時間帯（17～24時）、市内全域で運行。
- ・対価は、タクシー運賃の「約8割」とする。

加賀市版ライドシェアのドライバーを募集します！

更新日：2024年02月13日

バスやタクシーの運転手不足などにより、市民や観光客の移動手段が不足している状況の中、令和6年3月16日には北陸新幹線加賀温泉駅の開業が予定され、これまで以上の多くの来訪者が予想されることから、移動手段の確保が必要とされています。

そこで、新たな移動手段として、自家用車を活用した地域の助け合いによる「**加賀市版ライドシェア**」を実施します。

市民や観光客のために、自家用車と空いている時間を有効に使い、**地域活動に力を貸していただけるドライバーを募集**します。

(石川県加賀市HPより)

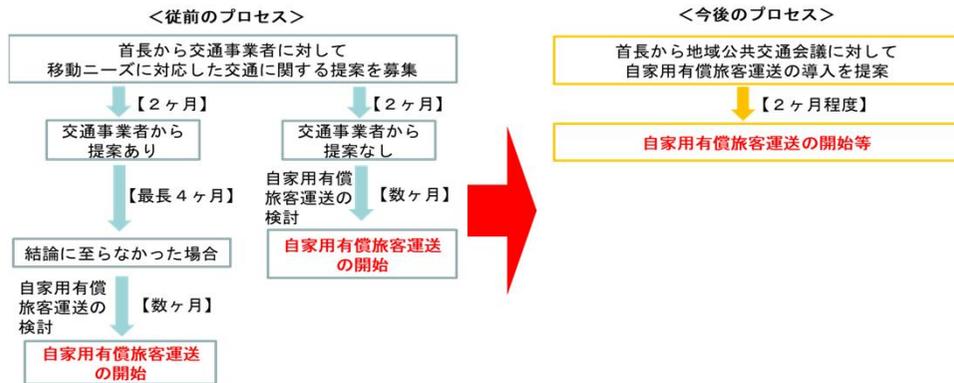


(小松駅・石川県小松市より提供)

令和6年4月の制度改善

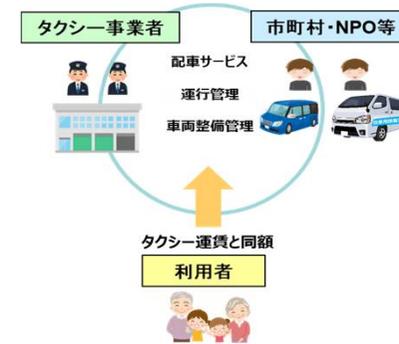
地域公共交通会議の運営手法の見直し

- 地域公共交通会議で2か月程度協議してもなお結論に至らない場合には、協議内容を踏まえ首長の責任により判断できることを通達上明記する。



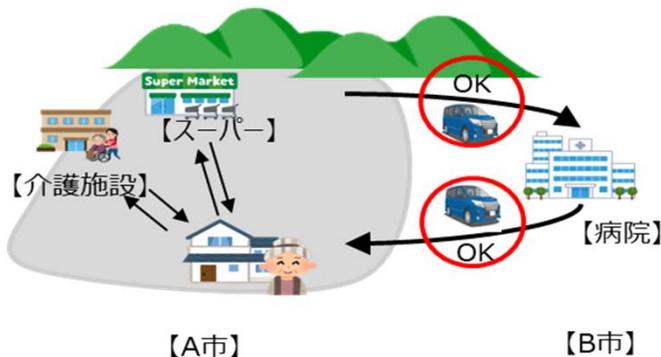
タクシーとの共同運営の仕組みの構築

- タクシーサービスの補完として自家用有償旅客運送を活用するため、タクシー事業者と市町村・NPO等との共同運営（タクシーサービスと自家用有償旅客運送サービスとの一体的な提供）が可能であることを通達上明記する。



運送区域の設定の柔軟化

- 運送区域外の目的地への往復を可能とする必要性が高いことから、発地又は着地のいずれかが運送区域内にあればよいことを通達上明記する。



ダイナミックプライシングの導入

- 一定のダイナミックプライシングを導入するため、以下の事項を通達上明記する。

- ① 通常収受することとなっている対価に対して、5割増を上限、5割引を下限として、柔軟に対価の額を設定することが可能。
- ② 手法としては、
 - ・対価の額をリアルタイムに変動させる
 - ・対価の額が変動する時間帯や要件をあらかじめ決定するのいずれも可能。
- ③ 一定期間に収受した対価の総額は、「実費」の総額の範囲内であればならないことから、これを3ヶ月ごとに確認。

- 許可・登録を要しない運送の解釈については、類似の通達が発出されてきた結果、利用者や実施者はもとより運輸局・運輸支局にも若干わかりにくくなっているところ。
- 地域における移動資源の確保が困難になっている中、バス・タクシーや自家用有償旅客運送の果たす役割を補完する観点からも、改めて許可・登録を要しない運送についての考え方を整理した。
- また、複数の通達が存在することは混乱を招くことから、許可・登録を要しない運送に係るこれまでの通達をすべて廃止し、1つの通達にまとめる。

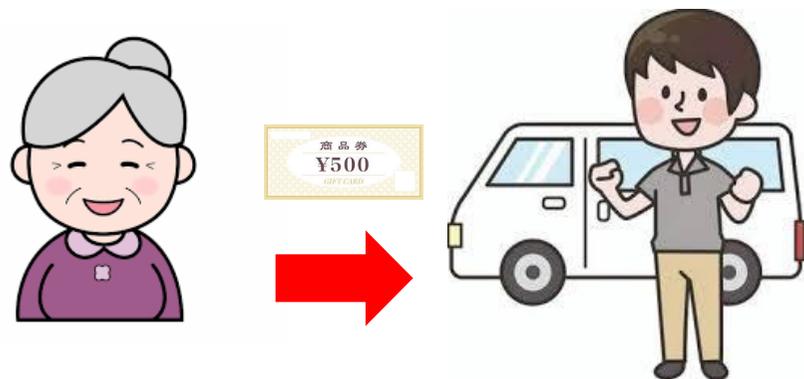
目次

- ①無償運送について
 - 新たに実費の対象として**保険料・車両借料**を追加しました。
- ②宿泊施設 & 介護施設の付随送迎
 - **商店等への立ち寄り・観光スポットへの送迎も可能**であることを明記しました。
- ③ツアー & ガイドに係る付随送迎
 - **ツアーやガイドに付随して運送が可能**であることを明記しました。
- ④運送サービスの有無で料金に差を設ける場合
 - **実費の収受が可能**であることを明記しました。
- ⑤地縁団体が行う運送サービス
 - **会費で行う運送サービスが可能**であることを明記しました。

①無償運送について

- 無償運送については、道路運送法による規制がなく、自由に行えます。また、無償運送なので運送を行える範囲に制限はありません。
- 以下の行為は無償運送に伴って行えます。有償運送とはならないので許可等は必要ありません。
 - ①謝礼の支払い
 - ②実費の請求及び支払い

謝礼の支払い



ボランティア・共助に
対するお礼の気持ち

実費の請求・支払い

(実費とは以下の項目を指します)

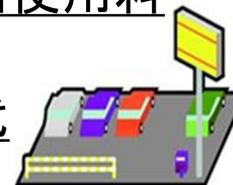
①ガソリン代等の燃料費



②有料道路使用料



③駐車場代



④移動サービス専用保険料

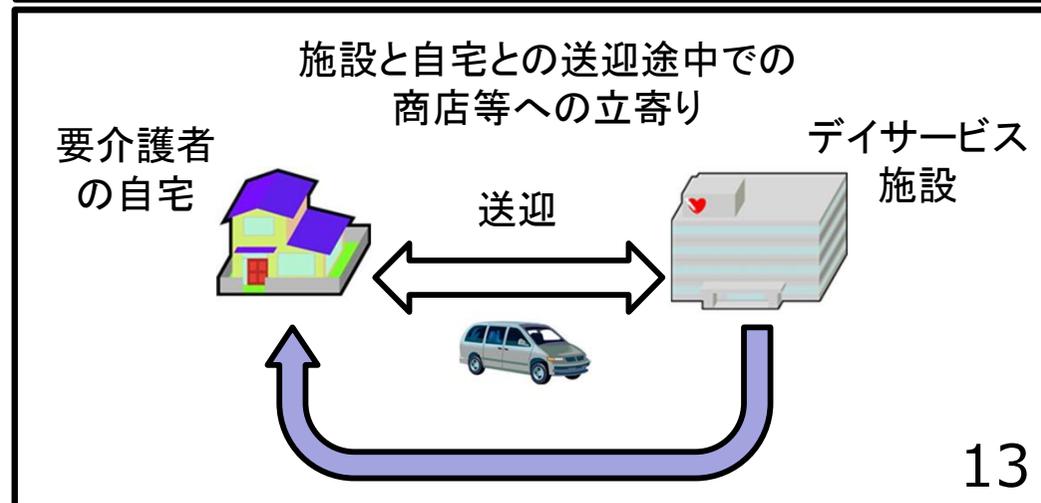
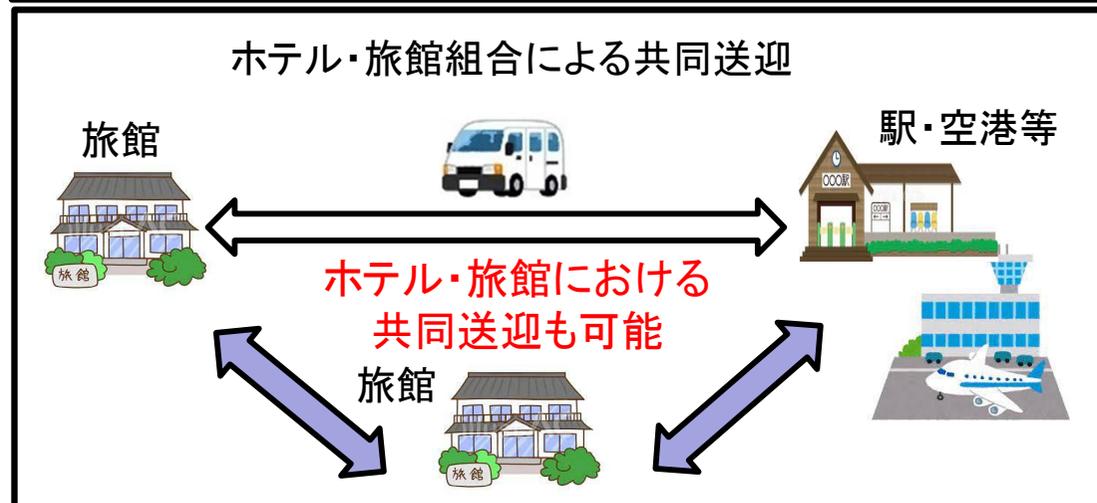
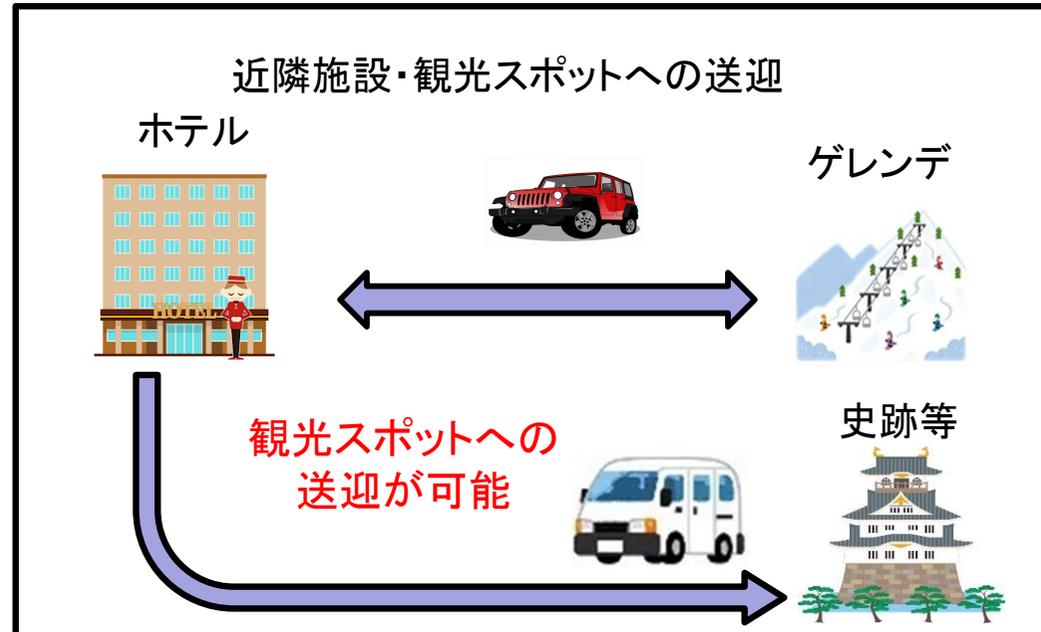
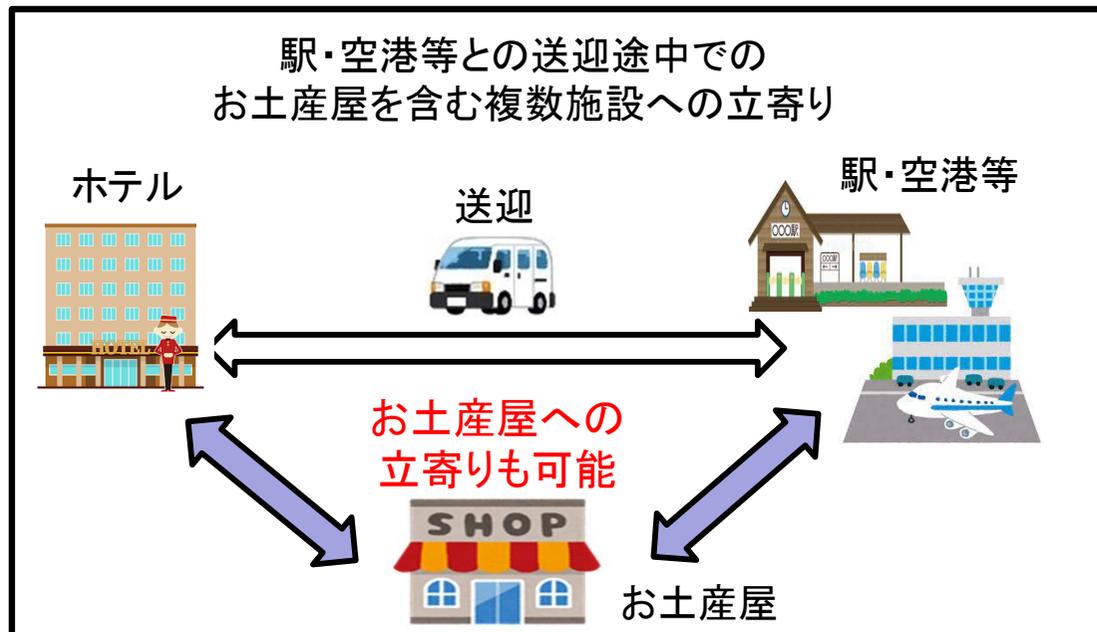


⑤運送を行うために発生した車両借料



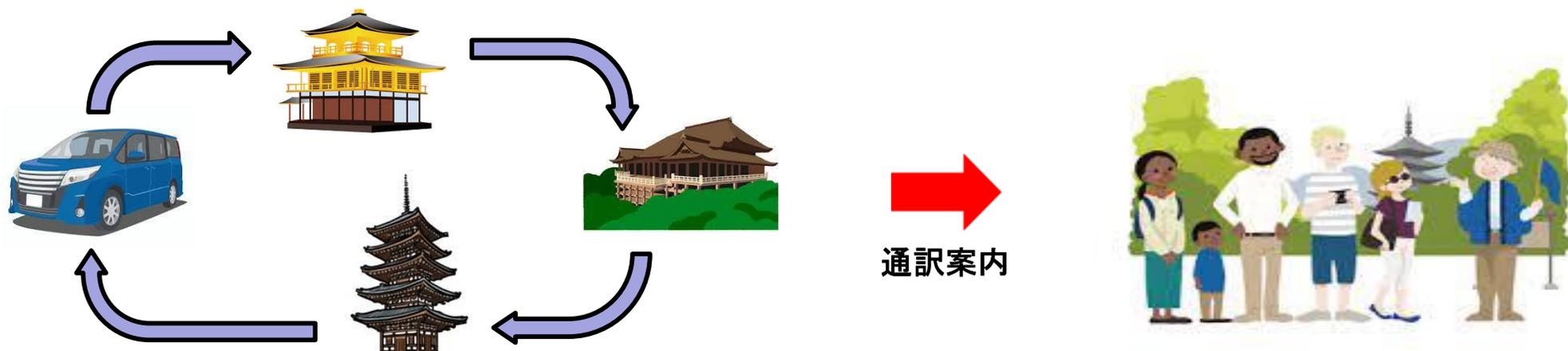
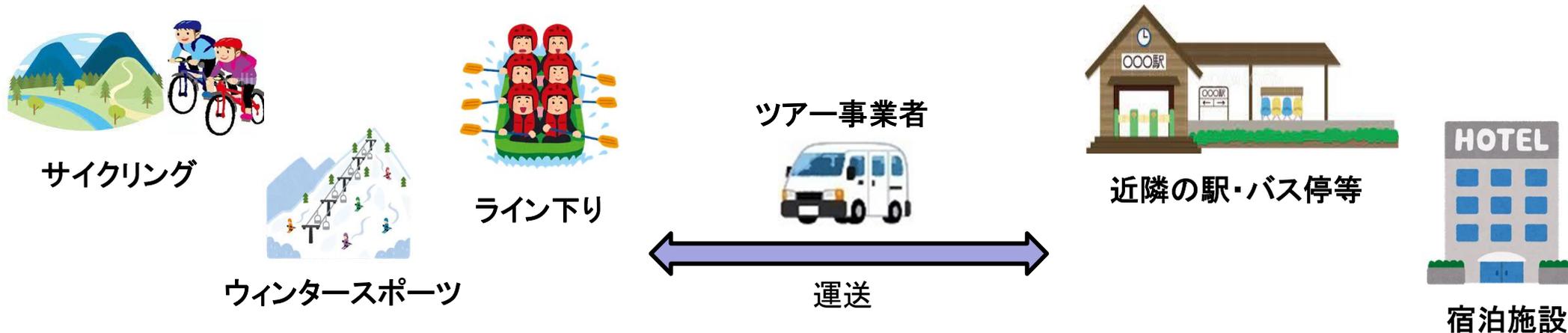
② 宿泊施設 & 介護施設の利用に付随する送迎

- 宿泊施設や介護施設の利用者を対象とする運送において、送迎に対する反対給付がない場合に許可等は必要ありません。
- この場合、利用者からの依頼に応じて、以下の運送を行うことも可能です。



③ ツアー＆ガイドに付随する送迎

- ツアー等のサービス提供者が、ツアー利用者を近隣の駅・バス停・宿泊施設等からツアー実施場所まで運送する場合に、**運送に対する反対給付がなければ**、許可等は必要ありません。
- 通訳案内士等の公的資格を有する観光ガイドが、ガイドの為に利用者を運送する場合において、**運送に対する反対給付がなければ**、許可等は必要ありません。



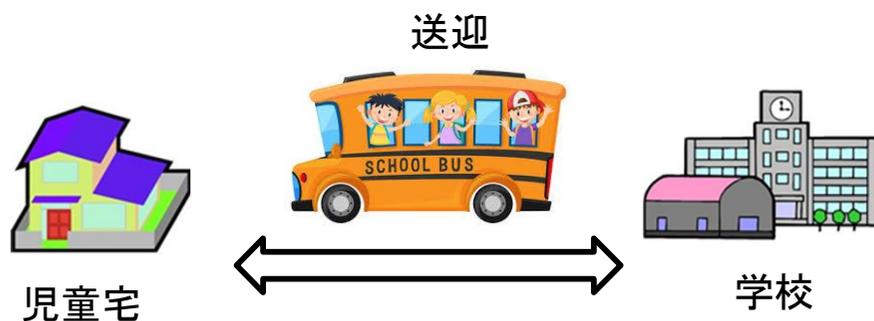
※ただし、ツアーやガイドと称していても、提供されるサービスの実態が目的地への運送のみである場合は**許可等を要することとなります。**

④ 運送サービスの有無で施設の利用料金等に差を設ける場合の扱い

- 有料の施設利用に付随する運送サービス、宿泊施設における運送サービス、幼稚園等の送迎に係る運送サービスについて、運送サービスの利用の有無によって利用料や宿泊料に差を設ける場合であっても、**当該差額が運送サービスに要する実費の範囲内であれば**、許可等は必要ありません。

この場合の実費について

1ページ記載のガソリン代等の実費が対象となるのはもちろん、当該車両が、主として送迎を要する利用者のためだけに購入・維持されていることに鑑み、実費の範囲に「車両償却費、車検料、保険料等」の車両の維持費を含めることも差し支えありません。



送迎の有無	学費
送迎あり	32,000円
送迎なし	30,000円



送迎の有無	利用料金
送迎あり	6,800円
送迎なし	6,000円

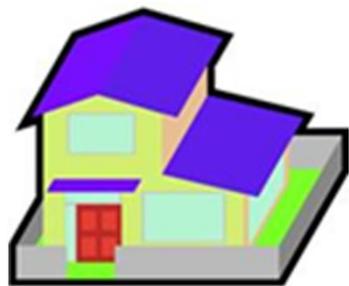
※ただし、幼稚園等において、利用者から運行に係る人件費相当を收受する場合は「通学通園に係る自家用自動車の有償運送の取扱いについて(平成9年6月17日付自旅第101号)」に基づき、**許可を要することとなります。**

⑤地縁団体が行う運送サービス

- 社会福祉協議会、自治会・町内会、マンション管理組合等の地縁団体の活動として、**会員が負担する会費で行う運送サービスについては、許可等は必要ありません。**
- この場合、以下の行為が可能です。
 - ①会費で車両を調達すること
 - ②会費から当該サービスを提供するための運転者に報酬を支払うこと
 - ③運送サービスの利用の有無に応じて会費に差を設けること(ただし、差額が実費の範囲内である場合に限る。)

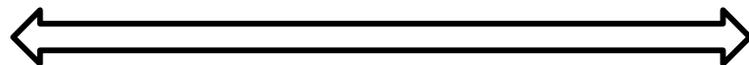


自治会等の互助活動による運送サービス



利用者の自宅

送迎



病院



商業施設



地域の集まり